

第 15 回原子力小委員会意見書

2018.2.20

伴英幸

1. 電源三法交付金制度は電源地域の新規開発効果をうまなかつた

1974 年に電源三法（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の総称）交付金制度が導入されたが、同法が目的とした新しい立地点の創出効果はなかつた。このことは表 1 を見れば一目瞭然である。表は 1970 年代以降に計画が浮上した地域で立地まで到達した地域との関連を示している。現在の立地点は全て電源三法が成立する以前に計画が浮上した地域である（なお、表には「もんじゅ」の廃炉決定は反映されていない）。

同制度は、新規開発ではなく、集中立地という効果をもたらした。その結果、福島原発事故が示したように、1 機の重大事故が他号機に波及する危険性が高まっているのである。

表 1) 各原発の計画浮上時期と立地との関連

計画浮上時期	断念ないし未着工	建設中	運転中
1960 年以前			東海
1961～65 年	芦浜	もんじゅ	敦賀、美浜、福島、川内、能登（志賀）、東通
1966～70 年	日高、浪江・小高、田万川、巻、古座、那智勝浦、浜益、久慈		高浜、玄海、浜岡、島根、伊方、大飯、女川、ふげん、泊、柏崎刈羽
1971～75 年	熊野、浜坂、田老、久美浜、珠洲		
1976～80 年	阿南、日置川、豊北、窪川、大成	大間	
1981 年以降	上関、萩、青谷、串間、蒲江、海山、天草		

2. 電源三法は立地地域の原発依存を加速させた悪法

三法交付金は苦勞せずとも得られる地方財政の収入源である、一方、制度導入初期には運転開始後 5 年程度で急速に交付額が減少することか

ら、立地自治体は増設による収入維持を計るようになっていった。また、固定資産税収入も同様の傾向をたどり（資料1の5p）、増設へのインセンティブとして作用した。

こうして立地地域の経済が原発に依存する体質（マインドセットというべきか）となったが、このことがかえって地域の自立的発展を阻害する結果となった。

3. 原発は地域経済の発展に役立たなかった

原発は地域を活性化させ人口も増えるとの大宣伝のもと、原発が誘致されたが、実際には、依拠していた1次産業が衰退し（原発だけが理由ではないが）、地域産業は建設業やサービス業を中心とする歪な形に変化していった。原発誘致が地域経済の発展に大きくは寄与しなかったというのが今日の方の評価である。そして、人口減少率は全国平均よりも激しい（資料1の4p）。

4. 原発の長期停止による自治体財政への影響は極めて限定的

資料1の6pは長期停止により「税収等」の落ち込みにより自治体財政は厳しい状況、とあるが、この書き方はミスリードをまねく。各原発は通常の定期検査に加えて、規制基準対応のための諸工事による需要増で、あえて言えば、現在は「厳しい」とは逆の状態と言える。

もし「厳しい」状況だとすれば、それは「見なし交付金」の率を約8割から約6割へ引き下げたことによる減収ではないか。

5. 原発と心中するより、原発と別れて自立を！

「原発依存度を可能な限り低減する」（自由民主党の公約）政策にあつて、原発の廃炉は今後とも増えていくことになり、立地地域では、原発の固定資産税や三法交付金等の減収がさけられない。従つて、原発からの自立をすすめるを得ない。リプレースや新增設といった無い物ねだりのマインドセットを、その地域特有の魅力探しの心意気へと転換するべきだ。